

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2024.12 Vol.200

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

おかげさまで200号！
今後ともよろしくお願
いいたします！



徒然なるままに Vol.146

あっという間の15年



こんにちは。
おかげさまで社会保険労務士事務所を開業し、12月1日
でまる15年が経ちました。これもお客様を始め、スタッ
フや家族、応援してくださっているすべての方々のお陰で
あると心から感謝申し上げます。
これからもご依頼者の皆さまのお役に立てるよう、そし
て日本の明るい未来のために精進してまいります。スタッ
フ共々どうぞよろしくお願いいたします。
あの「マツケンサンバ」で有名な松平健さんはデビュー
50周年ということで、まだまだ足元に及びませんが、私も
あの年になってもサンバを踊れるぐらいの体力を維持し
ながら、サンバのリズムのように陽気にがんばっていこう
と思います。
(妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス



●労働関係法の見直し議論が始まる

11月12日に開催された「第14回労働基準関係法制研
究会」の資料が公開され、今後の労働基準法等の検討
について議論のたたき台が提示されました。今後、この
たたき台により労基法が改正されていくと見込まれます。

- ①兼業・副業の場合の割増賃金
割増賃金の支払いについて通算しないが、労働時間
の通算は維持する。
- ②法定労働時間週44時間の特例措置
8割の事業場がこの特例措置を使っていない現状を
鑑みると、概ねその役割を終えている。
- ③定期的な休日の確保
労災の認定基準である2週間以上の連続勤務を防ぐ
観点から、36協定に休日労働の条項を設けた場合を含
め、「13日を超える連続勤務をさせてはならない」旨の
規定を労働基準法上に設けることなどについて検討が
必要と考えられる。

今年一年を振り返って



こんにちは、スタッフの筒井です。
十二月になると、毎年思うことですが、
一年はあっという間に終わってしまうなと思
います。健康で特に変わったこともなく、平凡に過ごせたこと
に感謝したいと思います。
最近では、コロナ前のように、少しずつですが遠出も出来る
ようになったので、嬉しく思います。ただ、その地方での美
味しいものをいっぱい食べてしまうので、やせたくてもや
せることはできませんが(笑)
今年が終わるのも、残りわずかですが、最後まで、何事も
なく無事に過ごしたいと思っています。
PS.マイナ保険証の利用登録は、お済みでしょうか。
(筒井 浩美)

たこ焼き



こんにちは、スタッフの川合です。
12月に入り、寒さが一段と厳しくなってきました。
お元気にお過ごしでしょうか？
何か楽しいご予定はありますか？ 私は大阪に住んでいる友
達に会いに行く予定があります。
大阪といえば、たこ焼きですね。本場「ふわふわ、とろと
ろ」のたこ焼きを堪能しようと思います。井原市にもあるスー
パー「ディオ」のPAKU-PAKUはたこ焼きやソフトクリームなど
を販売していて、私は「パクパクくん」と呼んでいます。たこ焼
きと言えば、私の中ではパクパクくんなので大阪のたこ焼きを
食べて、パクパクくんが恋しくならないか心配です…。
今年も残りわずかとなりました。来年も自己成長を目指し、
努力を続けてまいります。
来年も引き続きよろしくお願いいたします。(川合千愛輝)